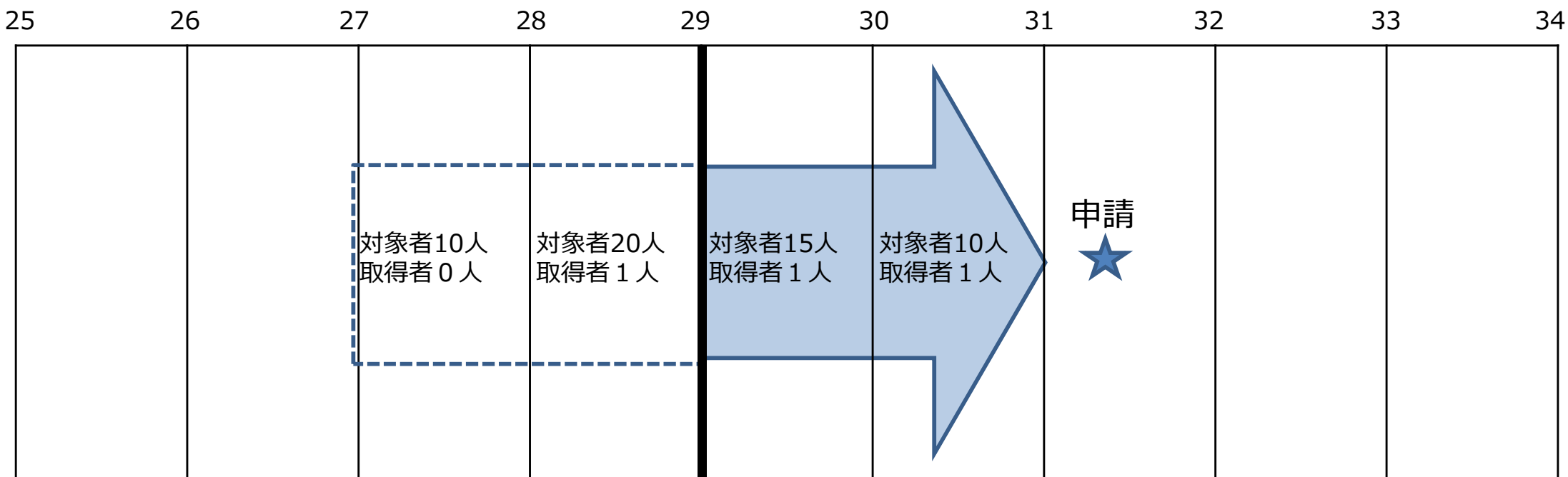


29年度以前を含む計画期間に係る経過措置について

施行後の行動を評価するため、29年度以前の計画期間を含めず、29年度以降の計画期間を計画期間とみなすことができる。

【例】 計画期間が27年度から30年度までの4年間であった場合



29年以前を含む計画期間すべてを対象にした場合

取得者 3人
対象者 55人 = 5.47% ←新基準未達

29年以降の計画期間を対象にした場合

取得者 2人
対象者 25人 = 8% ←新基準達成